# 周南市森林整備計画変更書

# 令和5年3月変更

自 令和 4年4月 1日 計画期間 至 令和14年3月31日

山口県周南市

# 【変更の理由】

地域森林計画に適合して変更を行うため、早生樹に関する事項及び基幹路網の整備計画 について、森林法第10条の6第3項の規定に基づき、周南市森林整備計画に定める事項 について変更する。

# 【変更する計画事項】

次の事項について変更する。下記以外については、従前の計画書のとおりである。

### Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2	造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4	早生樹に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	追加
第 <u>5</u>	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第 <u>6</u>	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第 <u>7</u>	森林施業の共同化の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第 <u>8</u>	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第 <u>9</u>	その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

# Ⅱ 森林の整備に関する事項

# 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種の立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるもので、 標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

	樹種種						
地域	スギ	ヒノキ	<u>コウヨウサ゛ン</u>	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
旧都濃町	年	年	<u>年</u>	年	年	年	年
旧向道村 旧和田村 旧鹿野町	3 5	4 0	<u>15</u>	3 0	4 5	1 0	2 0
上記を除く	年	年	<u>年</u>	年	年	年	年
上記で除く	4 0	4 5	1 5	3 0	4 5	1 0	2 0

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、更新に当たっては、<u>特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できる</u>エリートツリー(第2精英樹等)<u>や早生樹の苗木、</u>花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して、次のとおりとする。

区分	樹種名
人工造林の対	スギ、ヒノキ、 <u>コウヨウザン、</u> アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、イ
象樹種	ヌマキ、モミ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、ク
	スノキ、ヤマザクラ、 <u>センダン、</u> ヤマグワ、モッコク、イヌエンジュ、
	サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カ
	シ類等の広葉樹

注 上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務 担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

## 第4 早生樹に関する事項

再造林の確実な実施が求められる中、従来からの造林樹種に比べて特に成長に優れた早生 樹については、再造林の省力化、低コスト化及び短伐期化が可能な樹種として、活用が期待 されている。

このため、これまでの人工造林に関する指針に加え、代表的な樹種の施業モデルを示す。 なお、早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定する。

### 1 早生樹の施業モデル

#### (1) コウヨウザン

土壌が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。 なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には 対策が必要である。

#### ア 人工造林の標準的な方法

#### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数(本/ha)   1,500 本桯度
------------------------

## イ 保育の標準的な方法

収容の種類							<u>実</u>	施林	齢						
保育の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>
下刈り	<u>O</u>	0	<u>O</u>	$\triangle$	$\triangle$										
<u>除伐</u>						<u>O</u>									

注 間伐は必要に応じて実施する。

### (2) センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。 また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要であ 。

### ア 人工造林の標準的な方法

#### (ア) 人工造林の植栽本数

	植栽本数(本/ha)	400 本程度
--	------------	---------

注 低密度植栽は、補植や適切な保育管理を前提とする。

#### イ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

<u>施業体系</u>	間伐時期(年)		
什立木粉 70 木 /ho	初回	2回目	
仕立本数 70 本/ha	<u>5~6</u>	8~9	

## ウ 保育の標準的な方法

							<u>実</u>	施林	齢						
保育の種類	1	2	3	4	<u>5</u>	<u>6</u>	7	8	9	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>15</u>
下刈り	<u>O</u>														
芽かき	直杉	<u> </u>													

注 植栽後は、適宜つる切りを実施する。

# 第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

## (2) 施業の方法

区域名

1(1)で区域の設定を行った公益的機能別施業森林における森林施業の方法については、次表のとおりとし、森林の区分については別表2に定める。

森林施業の方法

水源の涵養の機能	当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によ											
の維持増進を図る	るものについては	るものについては伐採面積の規模縮小を図る。										
ための森林施業を	なお、当該区域	なお、当該区域内の森林おける伐期齢の下限を次のとおり定め										
推進すべき森林	る。	<b>3</b> 。										
(水源涵養機能維												
持増進森林)	森林の伐採齢の下	<b>森林の伐採齢の下限</b>										
	樹種											
	地域	フ ギ ヒノキ   ユウヨウサ * ン マツ類 その他針葉樹   クヌギ   その他広葉樹										
		旧都濃町、旧向道村  年  年  年  年  年  年										
	旧和田村、旧鹿野町	旧和田村、旧鹿野町 45 50 <u>25</u> 40 55 20 30										
	上記を除く 50 55 25 40 55 20 30											
土地に関する災害	これらの区域に	これらの区域においては、複層林施業を行う。										
の防止及び土壌の	なお、特にこれ	らの公	益的機	能の発持	軍を図る	るべき煮	様につ	いては				
保全の機能の維持	択伐による複層林	施業を	行う。									
増進を図るための	ただし、適切な	伐区の	形状、i	配置等に	こより、	伐採後	後の林分	たおい				
森林施業を推進す	ても、機能の確保	:が可能	と見込	まれる	ものにも	あってに	は、長伐	划施業				
べき森林(山地災	(標準伐期齢の概	現ね2倍	い 相当	首する林	齢を超	足える林	齢にお	いて主				
害防止/土壌保全	伐を行う森林施業)により皆伐を行うことも可能とする。											
機能維持増進森	また、保健文化	また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進										
林)	すべき森林のうち	、特に	、地域	独自の剝	景観等な	が求めら	かれる森	林にお				
快適な環境の形成	いて、風致の優れ	た森林	の維持	又は造り	成のたる	めに必要	更な場合	には、				
の機能の維持増進	特定の樹種の広葉	樹を育	成する	森林施	業を行っ	ō.						

を図るための森林 施業を推進すべき 森林 (快適環境形成機能維持増進森林)

保健文化機能の維 持増進を図るため の森林施業を推進 すべき森林(保健 機能維持増進森 林)

## 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域		樹種									
1世· <b>以</b>	スギ	ヒノキ	<u>コウヨウサ゛ン</u>	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ				
旧都濃町、旧向道村	年	年	<u>年</u>	年	年	年	年				
旧和田村、旧鹿野町	5 6	6 4	24	4 8	7 2	3 2	1 6				
上記を除く	6 4	7 2	2 4	4 8	7 2	3 2	1 6				

# 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

# 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

# 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 3 作業路網の整備に関する事項
- (1) 基幹路網に関する事項
  - イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位 置	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	うち前半 5 年 分	対図 番号	備考
拡張	林 道 (改良)		1196	堀越	8/1	193. 00	0	1	
拡張	林 道 (改良)		1187	押 谷	22/1	115. 00	0	2	
拡張	林 道 (舗装)		4248 4249	菅 蔵	9/1	99. 00	0	3	
拡張	林 道 (舗装)		4204 4197	五万堂	22/2	320.00	0	4	
拡 張	林 道 (改良)		1395 1419	緑山	7, 783/28	611.67	0	5	
拡張計				計 5 路線					

# 第9 その他必要な事項